

雇用関係助成金の適正受給と不正受給 の防止にご理解とご協力を！

雇用関係助成金の各種制度は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などのため、多くの事業所にご利用いただいておりますが、虚偽の内容で支給申請を行うなど、一部に不適正、不正な受給もみられます。

このため、厚生労働省及び都道府県労働局では、不正受給防止対策をさらに強化し、不正受給を行った場合、以下の内容を公表しています。

- ・ 事業主の名称、代表者の氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
- ・ 支給決定取消日、不正受給金額
- ・ 不正の内容

不正受給とは

- ◆ 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- ◆ 不正受給であることが判明した場合、助成金支給前であれば不支給に、支給後であれば支給された助成金を返還しなければなりません。
- ◆ 支給前、支給後、いずれの場合にも不正受給の処分日から起算して3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成を受けることはできません。

不正受給に関する情報は、電話、郵送によりお願いいたします。

情報提供先

- ◆ 長野労働局職業安定部職業対策課

〒380-8572 長野県長野市中御所 1-22-1 ☎026-226-0866

- ◆ [県内各ハローワーク](#)